

## 景観行政団体に向けた協議状況及び手続きについて

### 1. 経緯

#### (1) 景観法運用を検討した経緯

- 景観法では地域における景観行政を担う主体として「景観行政団体」(別紙-1)を規定。
- 千代田区は景観法の施行(平成16年)に先立ち、平成10年に「景観まちづくり条例」を制定し、先進的に景観まちづくり施策に取り組んできている。
- 景観行政は「基礎自治体が担うことが望ましい」ということで、千代田区においても東京都と協議、同意を得ることで景観行政団体に移行することが可能であり、検討を始める。

(景観法運用指針) 良好的な景観の形成は、基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましく、市町村においては積極的に景観行政団体として、必要な手法を検討することが望ましい。

(景観法第98条、第7条第1項但書) 政令市、中核市以外の市町村については、都道府県と協議した上で、景観行政団体として景観行政事務を処理することができると規定。

#### (2) 法の枠組み(景観行政団体等)による運用の意義(別紙-1)

- 景観行政団体への移行により、以下のことをさらに進める。
  - ① 地域特性をふんだんに用いた区の魅力をあげる景観形成を推進。
  - ② 区民・事業者にわかりやすい仕組みにすること
  - ③ 区と区民等の協働した積極的な景観まちづくりを推進する。
- 景観法に基づく各種制度を活用することで、実効性や必要に応じた強制力を担保することが可能となる。

法律による強制力

#### (3) 東京都との協議の経緯

- 平成16年景観法制定に伴い、千代田区も景観行政団体となるべく景観計画策定準備
- 平成19年3月に景観行政団体の東京都が広域的「景観計画」を策定した。
- 平成20年第1回景観まちづくり審議会において景観団体移行に向けた協議を開始することを伝え、東京都と協議を開始。
- 平成22年、東京都は景観計画を改定し「皇居周辺の風格ある景観誘導」を追加
- 平成23年「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進」の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、協議に際して、都道府県の同意を得ることは要しないとされた。
- 景観計画案(素案)をまとめ修正し、再び東京都と協議を開始(小委員会の設置及び景観審議会を開催)
- 以降、区と都の協議を継続し、考え方、役割分担等のすり合わせ等を行なってきている。
- 平成29年度末に区はこれまでの景観審議会小委員会(別紙-2)の意見を聴くなど、「事前調整は終了している」とし、正式な形で東京都に要綱に基づく「協議書」の提出を行う。
- 回答として、東京都景観計画の改定(平成30年8月)に併せ協議を行うよう要請される。

方向性へ

## 2. 景観行政団体移行に向けた今後の法的な手続き等について

### (1) 景観行政団体への移行

- 東京都との景観協議が出来るだけ早く終了するよう現在、積極的に協議を行っている。
- 協議終了の通知を受け次第、景観行政団体として「公示」を行う予定。
- 公示を受け、下記(2)にあるよう、条例及び条例規則の審議、議決を受けて正式に景観行政団体に移行される予定。

### (2) 条例及び条例規則の制定 (別紙-3)

- 景観行政団体に移行すると、**景観法第8条**に規定する景観計画を策定するため、**区民や事業者等に説明し、意見を聴取**することが初めてできるようになる。
- 移行して直ぐには、区が策定した景観計画は存在していない。
- 景観計画は、**景観法に基づき、その目的や方法を住民等に示しながら策定**する必要があり、また、**東京都が行ってきた千代田区に関する景観法に基づく景観行政を一時的に引き継ぐ**必要がある。
- (東京都も景観行政団体へ移行協議するに当たって、条例等で担保できているかどうかについての確認を必要としている。)
- そのために、次の3点の事項を**条例や規則 (つなぎ条例)**で定める必要がある。
  - ① 景観計画が民意を反映して適正に策定されるよう、その目的、手続き等を明確にする事項
  - ② 東京都が策定し、実施している「東京都景観計画」を千代田区の景観計画とみなして運用する事項
  - ③ 上記東京都景観計画を引き継いだ際の届出の行為、規模等、景観法の規定で景観行政団体が条例で定めなければならない事項
- **区議会において条例等、審議の上、議決をお願いする予定。**

### (3) 景観計画の策定

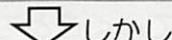
- 景観行政団体に移行するのを受け、法に基づいた形で景観計画の策定が可能となることから、これまで上記のよう検討してきた「景観計画」をたたき台として、地域や事業者等の参画を得て策定の手続きを進めたいと考えている。
- 今後、景観審議会等において景観計画の内容や周知、運用方法等を審議していく予定。

## 1. 景観法の背景・概要

経済成長の円熟化に伴い、生活空間の質の向上という観点から個性ある美しい街並みや景観形成が求められる



各地方公共団体で景観関連の自主条例としての景観条例が制定される



法律的根拠を持たないことへの限界

- ・基本理念など国民共通の規範がなく、条例を支える法的根拠がない
- ・「届出勧告制」にとどまっており、強制力を持たない



**景観法の施行** (平成16年6月)

- ・景観の意義、その整備・保全するための基本理念の明確化
- ・地方公共団体に対する一定の強制力（変更命令等）の付与
- ・景観行政を担う主体として景観行政団体を規定

## 2. 景観行政団体とは

H23年 3月改正  
都道府県の  
同意不要

### ○景観行政を担う主体

○政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体 その他の市町村は、都道府県知事との協議により景観行政団体となることが可能。

○同一の行政区域について、二重行政を避けるため、都道府県・市町村のいずれかが、景観行政団体として、景観行政を一元的に担うとしている。

○千代田区が景観行政団体となり、景観計画を策定した場合、東京都の景観計画区域からは外れることになる。

○東京都では、これまでに25自治体（23区中19区、25市中6市）が景観行政団体となっている。

## 3. 景観行政団体ができること

○景観法に基づき「景観計画」を策定し、計画に定める行為の規制を行う。

### 景観計画

#### 建築物・工作物等に関する規制

建築物・工作物・開発行為について、周辺環境をふまえたデザインや配置、色彩に関する法的根拠を持った規制

#### 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

地域の景観上重要な建造物や樹木の指定・保全

#### 景観重要公共施設の指定・整備

地域の景観上重要な道路、河川、公園の指定、及び占用許可などの基準の策定による良好な公共空間の整備

○景観計画に即して、関連法・計画との連携による景観施策が可能

### 景観協定

各地区的景観まちづくりを推進するため、区民主体による景観上の細かなルールを策定

#### 4. 景観行政団体移行の意義

##### ① 地域特性をふまえた区の魅力をあげる景観形成を推進する

地形や土地利用、地域特性などをふまえて、3つの地域（美観地域、麹町地域、神田地域）に、各地域の景観特性を活かすための配慮・貢献すべき項目を景観計画で定めていきます。

また、地域の個性や景観資源を特に活かすべき地区には、「景観重点地区」を定めていきます。

各地域・地区の個性を際立たせていくことで、区全体の魅力を向上していきます。

##### ② 区民・事業者にわかりやすい仕組みにする

現在区内では、区の自主条例による景観行政と、東京都の景観計画による景観行政が二重に行われており、地区や建築物の規模によっては、区と都の両方と協議を行う必要があります。そのため、区民・事業者にとっては、わかりにくい仕組みになっています。

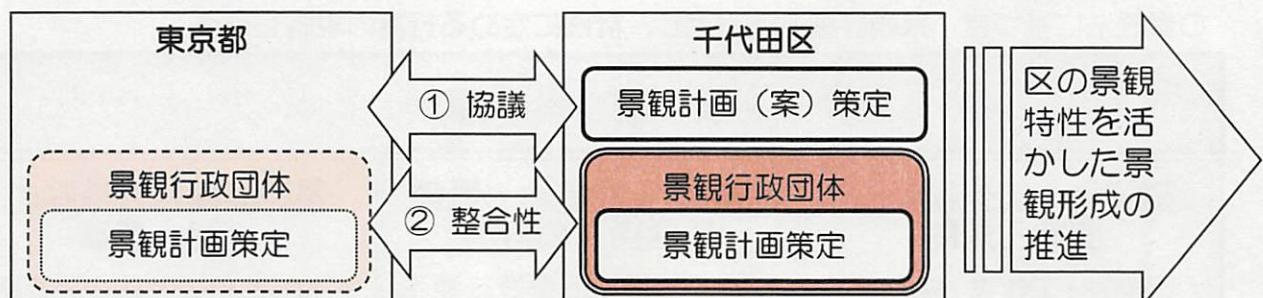
千代田区が東京都との協議によって、景観行政団体となり、東京都景観計画の内容を継承した景観計画を策定することで、両方で行われてきた協議や手続きの一元化を図ります。

##### ③ 区と区民等の協働した積極的な景観まちづくりを推進する

景観行政団体になり、景観形成に対する区の積極的な姿勢を示すことと併せて、景観まちづくりの考え方を住民等の合意に基づく景観形成を展開していきます。そのために地域住民や企業が主体となったきめ細やかな景観誘導を展開することができます。

#### 5. 景観行政団体移行の手続き

移行においては、現在の景観行政団体の東京都と景観法に基づいて協議し、東京都がすすめてきた広域的景観計画との整合をとることが必要です。協議においては、区が目指す景観形成方針や基準を示した景観計画（案）（（仮称）千代田区景観まちづくり計画）を示すことが都の要綱に規定されています。



## 千代田区景観まちづくり審議会小委員会開催経緯

### 平成 23 年度

#### ◎景観まちづくり計画(素案)を策定

##### ○景観まちづくり審議会小委員会 計 6 回開催

- ・運用システム、色彩計画、基準、景観協議システム等
- ・景観まちづくり計画（素案）

##### ○景観まちづくり審議会 1回開催

- ・景観まちづくり計画（素案）を中間報告

### 平成 24 年度～平成 26 年度

#### ◎東京都と協議を再開する。

### 平成 27 年度

##### ○第 1 回小委員会開催（平成 27 年 06 月 26 日）

- ・景観計画の内容に関する意見

##### ○平成 27 年 08 月 07 日付けで東京都に意見照会

- ・移行協議に関する意見照会文を提出⇒回答無し

##### ○第 2 回小委員会開催（平成 27 年 09 月 14 日）

- ・千代田区の景観協議に関する都との関係性等について
- ・景觀行政について

### 平成 28 年度

##### ○平成 28 年 09 月 06 日付けで再度、東京都に意見照会

- ・昨年度の依頼文に回答がない為再度、意見照会を持参⇒回答無し

##### ○第 1 回小委員会開催（平成 29 年 03 月 02 日）

- ・ガイドラインへ盛り込む内容について

### 平成 29 年度

##### ○平成 29 年 12 月 25 日付けで東京都へ通知文を送付

##### ○第 1 回小委員会開催（平成 30 年 02 月 08 日）

- ・東京都に協議書の提出を行うことに対し、承認をもらう。

##### ○平成 30 年 03 月 28 日付けで「協議書の提出」を行う。

### 平成 30 年度

##### ○平成 30 年 4 月 25 日付けで東京都から回答あり。

- ・東京都から改定景観計画（H30.8）に整合させた上で「協議を行うよう」回答あり。

##### ○第 1 回小委員会開催（平成 30 年 10 月 29 日）

- ・東京都との協議状況及び移行への手続きについて

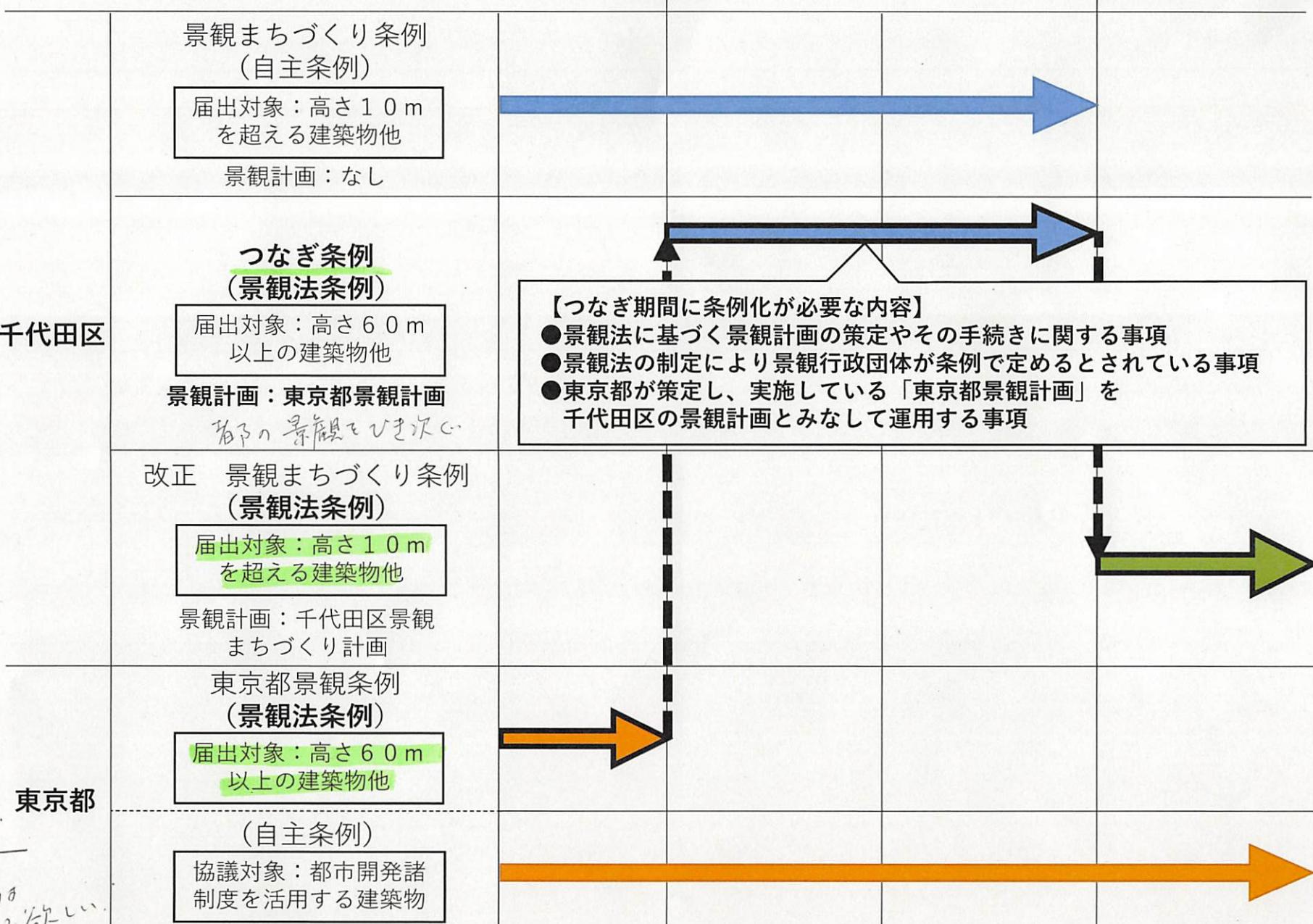
スケジュール表

24/24

別紙-3

景観行政団体移行時

景観計画施行時



皇居から見える風景

体制  
→  
→

色んな  
強化